

久留米市物品登録業者になられたら

I. 物品の契約方法

久留米市及び久留米市企業局が発注する物品の買入れ、物品の製造の請負及び物品の売払いは、次の2つの方法で契約を行います。

1. 競争入札

予定価格が150万円(印刷等は200万円)を超える物品については、久留米市物品登録業者指名選定委員会により業者を指名し、指名競争入札により落札業者を決定します。

ただし、予定価格が原則500万円以上のものは、「条件付き一般競争入札」になります。

2. 随意契約の見積徴取

予定価格が150万円(印刷等は200万円)以下のものは、随意契約の見積書徴取により契約の相手方を決定します。

II. 入札・見積りの注意点

- (1) 久留米市から入札案内書や見積依頼書が送付された場合は、必ず内容をお読みください。
(ファックスによる送付又は窓口配布の場合があります。)
- (2) 貴社の都合により辞退することも可能です。ただし、指定の方法により事前に届け出ることが必要です。
- (3) 入札や見積りに関する制度や留意事項等は、市ホームページに掲載していますので、ご確認ください。

III. 見積徴取について

久留米市では、物品の契約の大半が随意契約の見積徴取によるものです。

随意契約の見積徴取とは、契約課から業者に対して見積書のご提出をお願いして、その結果によって契約の相手方を決定することです。

指定日時に参集して一斉に提出する入札とは異なり、見積書はあらかじめ指定された日時までに提出ができます。その後、契約課で見積合わせ(複数の業者から提出された見積書を比較すること)を行い、予定価格の範囲内で最低の価格をもって見積りをした者を契約の相手方として決定します。

1. 見積依頼の対象者

久留米市物品供給有資格者名簿に登録された者で、原則として、第1希望の営業種目で登録の市内業者を優先することとしています。第2希望以下の営業種目で対象となるのは、競争性の確保に必要な場合や他に取扱業者がない等の場合に限りです。また、物品の種類や納入条件等によっては、市外業者に依頼する場合があります。

2. 見積依頼の対象物品

学校や各部が発注する一部のものを除き、原則以下のものが対象となります。

- ① 予定価格が150万円以下の事務用品、日常生活用品、原材料、什器類、機械類、車両など
- ② 予定価格が200万円以下の印刷・看板の製造請負
- ③ 予定価格が50万円以下の不用物品の売払い

3. 見積りの依頼

契約課から、「見積依頼書」を業者にファックスします。受けとられた業者は、見積依頼書に明

記された品名、数量及び規格等を確認して、指定された提出期限までに見積書を提出してください。なお、登録された営業種目によっては、依頼する回数や依頼する時期が異なりますので、ご注意ください。また、必ずしも依頼があるとは限りません。

4. 見積書の様式

見積書は、見積合わせで契約の相手方を決定する際に相違が生じることがないように、原則、久留米市が指定する「見積書」(様式)を使用してください。様式は、市ホームページからダウンロードできます。

5. 見積りの辞退

見積りを辞退される場合は、見積依頼書の余白もしくは見積書に辞退の旨を記載し、明瞭に記名押印のうえ、見積書の提出期限までにファックスで届け出てください。

6. 契約の相手方の決定

久留米市が契約の相手方に決定したときは、決定業者に対して、「発注伝票」により見積書の提出期限の翌々日までにファックスで連絡します。なお、決定する金額の見積りが2者以上あった場合(同価格)は、くじにより発注業者を決定します。

また、見積書の提出期限を過ぎても市の事情により決定までに時間がかかる場合や決定を取りやめる場合もあります。

7. 見積りの結果

見積りの結果については、見積参加業者であっても、電話でのお問い合わせはできません。契約課窓口にて決定業者名、決定金額(ただし、予定価格は非公開)を閲覧できます。

IV. 契約書・請書の作成

契約金額が50万円以上のものは「契約書」(2部)及び久留米市暴力団排除条例の規定に基づく「誓約書」が必要になります(競争入札参加資格審査申請時に契約課へ提出済みの方は除く)。ただし、契約金額が30万円以上50万円未満のものは「請書」1部になります。契約金額が30万円未満のものは、契約書や請書の作成は不要です。

契約書・請書は、久留米市が指定する様式を使用してください。様式は、市ホームページからダウンロードできます。

V. 納品及び代金の請求について

物品の納品は、発注伝票に明記された納入場所に納入期限までに必ず行ってください。

納品の際には、必ず発注担当課の職員から検品を受けた上、市指定の「請求書」をその場に提出してください。

請求書は、原則、久留米市が指定する様式を使用してください。様式は、市ホームページからダウンロードできます。また、契約課や会計室で配付もしています。

VI. その他

1. ホームページの活用について

物品の入札契約関係書式、入札参加資格申請、入札結果、指名停止措置情報等について掲載しておりますので、ご活用ください。

2. 電子的対応にかかる環境整備のお願い

今後さらに、制度の周知等のほか、公募型による入札・見積りや条件付き一般競争入札等の実施に際してホームページを利用しますので、インターネットの接続等の整備に努めていただきますようお願いいたします。